

平成6年(1996年)10月12日 衆議院予算委員会(国会会議録より抜粋)

Q. 冬柴委員) 政教分離は我が国の憲法上どのように規定されているのか、まずこの点を長官から御説明をいただきたいと思います。

A. 大出内閣法制局長官)

憲法の第二十条でございますが、ここでは、信教の自由についての規定であるわけでありまして。その第一項の前段で、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」と規定し、さらに第二項におきまして、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」と規定するとともに、その保障を、つまり信教の自由の保障を実質的なものにするために、第一項後段において、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と規定し、また第三項において、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定して、国権行使の場面において国及びその機関が宗教に介入し、または関与することを排除する、こういう見地からいわゆる政教分離の原則を定めているところであります。

Q. 冬柴委員) 政教分離というものが、制度がとられているのは、信教の自由というものを守る、保障するということに実質的根拠がある、立法理由がある、このように理解してよろしいですか、お尋ねいたします。

A. 大出内閣法制局長官)

憲法の定める政教分離の原則というのは、先ほど申し上げましたように、信教の自由の保障を実質的なものにするため、国及びその機関が国権行使の場面において宗教に介入し、または関与することを排除する、こういう趣旨のものであるということでありまして。

Q. 冬柴委員) 宗教団体がその教義に基づき一定の政策を持つということは憲法上何ら問題がない、このように思うわけですが、政府の考え方を法制局長官から伺いたいと思います。

A. 大出内閣法制局長官)

宗教団体がという前提でございますから、宗教団体としての実質をもう逸脱といいますか、それを超えたような団体というようなことではこれは問題にならないと思うわけでありまして。あくまでも宗教団体が、ただいまのお話は、政治的な活動というものが憲法上禁止されているのかいないのかという点について申し上げますという、先ほど申し上げましたように、政教分離原則ではそういうところまで排除しているわけではないということと同時に、もう一つは、憲法の二十一条の、いわゆる表現の自由の一環としての問題としても、そういう団体が政治的な活動をするということは尊重されるべきである、こういうことであろうかと思っております。

Q. 冬柴委員) 公職の候補者を推薦し支持すること、こういうことは宗教団体に許されておりますかどうか、御答弁をいただきたいと思います。

A. 大出内閣法制局長官) 宗教団体は、憲法上の問題として考えますというと、政治的な活動というものが許される、その中にはいわゆる選挙運動と言われるようなものも含まれておる、こういうことだろうと思います。